

第1回EPA関税認定アドバイザー連絡協議会 説明事項



関税局経済連携室
2026年6月4日



主な動きのあるEPA等

1. バングラデシュ（署名）

- 2025年12月22日に大筋合意。2026年2月6日に東京で堀井外務副大臣とボシル商業顧問との間で**署名**。
- 今後、両国において批准に向けた国内手続を行う。

2. UAE（交渉妥結）

- 2026年3月5日に東京で茂木外務大臣とスルタン・アル・ジャーベル・アラブ産業・先端技術大臣兼日本担当特使との間で**交渉妥結**に至ったこと、及び本協定の署名に向けて引き続き両国が協力していくことを確認。

3. GCC（交渉中）

(※)GCC（湾岸協力理事会）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート

- 2006年に交渉開始。2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断。
- 2024年交渉再開。3回の交渉会合を実施。

4. トルコ（交渉中）

- 2014年に交渉開始。17回の交渉会合を実施。直近の交渉会合は2019年12月に実施。

5. CPTPP（加入交渉中・協定改正中）

- 2026年5月6日（日本時間）に、コスタリカ加入交渉の実質合意を公表。
- 2025年11月の第9回TPP委員会の結果、ウルグアイとの加入プロセスを開始することを決定。
- 同委員会の結果、税関当局及び貿易円滑化を含む5分野について**協定改正の交渉開始**が決定。

6. メルコスール

(※)メルコスール（南米南部共同市場）：アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ（加盟資格停止中）

- 2025年12月に日本とメルコスールの更なる経済関係強化を目的とした「**日・メルコスール戦略的パートナーシップ枠組み**」を立ち上げ。
本枠組みの下、これまで2回の会合を実施。

(注) 本枠組みはメルコスールとのEPA/FTAの交渉開始を予断するものではない。

7. インドネシア（協定改正）

- 2023年12月の首脳会談において大筋合意。2024年8月8日に**改正議定書に署名**。
- 両国において発効に向けた国内手続を実施中。

EPA関税認定アドバイザーへの関税局・税関の後方支援



1. 制度概要

○2025年6月、日本通関業連合会において通関士を対象としたEPA関税認定アドバイザー制度が創設され、養成講座（財務省後援）を経て、**60の通関業者の93名**がアドバイザー認定された。

○本制度は関税ルールの特権家である通関士（通関業者）が、その専門知識や知見を活かし、身近な専門家として企業の状況に応じたEPA特恵関税の活用等に係るアドバイスを提供し、中小企業を含めた輸出拡大に貢献していくことを期待して設立。

2. アドバイザーへの期待

- ◆ EPA利用に必要なHSコード特定/原産性証明の判断支援
- ◆ 通関支援（事前教示取得の支援等、国内外税関との調整）
- ◆ 事後確認への対応
- ◆ 関税事業戦略助言（関税減収額試算、貿易コンサルティング）
- ◆ EPA関連セミナーへの登壇・開催

3. 関税局・税関のアドバイザーへの後方支援

- ◆ アドバイザー制度の周知広報
- ◆ 最新のEPA関連情報の提供
- ◆ アドバイザー向けセミナーの実施、研修資料の充実
- ◆ 関税分類/原産地証明の解釈に係る困難事案への相談

〈EPA関税認定アドバイザーに係る主な取組：2026年〉

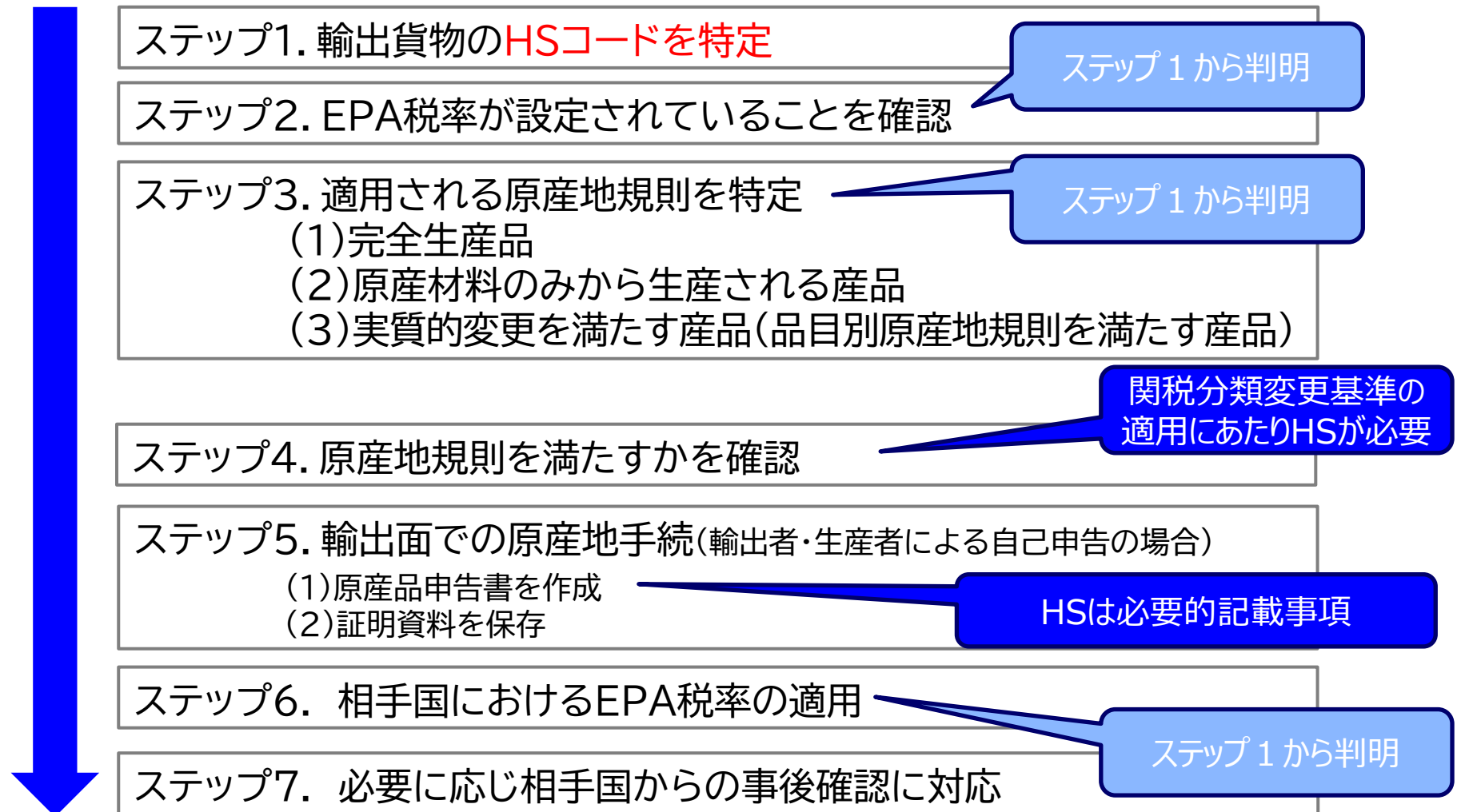
- 1月 RCEPフォローアップセミナー（日本関税協会主催）での広報周知
- 2月 事業化済3社のアドバイザーとの座談会開催「貿易と関税」（4月号）掲載
- 3月 日本通関業連合会によるフォローアップセミナー（コンサル事業化について）
- 5月 横浜税関及び門司税関でのセミナー（各商工会議所との共催）
税関HPにアドバイザー周知に係る特設ページを新設
⇒[EPA関税認定アドバイザー制度（税関 Japan Customs）](#)
- 6月 「第1回EPA関税認定アドバイザー連絡協議会」開催
- 7月 第2期アドバイザー養成講座（通関業連合会主催・財務省後援）



EPAの利用とHSの関係

- HS条約に基づく関税分類の知識は、**EPAにおける関税・原産地規則交渉の大前提であり、EPAの利用に際しても必須**
- 輸出において、EPAを利用する場合も、**最初のステップはHSコードの特定であり、その後の各ステップでもHSが必要**となる

輸出においてEPAを利用するためのステップ



EPAにおけるHSの留意点

① HSのバージョン

- HS条約の附属書である品目表（HS品目表）は5年に1度程度の頻度で改訂されているが、各EPAの譲許表及び品目別原産地規則（PSR）は基本的に交渉時のHSバージョンとなっている。
- EPAの利用に際しては、現在のHSコードと協定上のHSバージョンを確認の上、相違がある場合には原則として協定で定められたHSコードのバージョンを使う必要がある。

② 相手国とのHSコードの相違

- HSコードはHS条約に基づき6桁までは世界共通であり、EPAでは基本的にHS 6桁までのHSコードで譲許表やPSRは作成されているため、相手国と日本のHSコードは一致していることが通常。
- しかしながら、HSコードは最終的には輸入国税関が判断することになるため、HSコードの判断に違いが生じることがある。

③ 関税分類変更基準適用の際のHSコード特定の必要性や桁数

- 原産地規則は貨物に原産性があるかどうかを判定するためのルールであり、HSコードの特定は原産地判定のための必要最低限の範囲となるのが原則。例えば、CC（HS 2桁の変更基準）であれば、2桁のHSコードがわかれば原産地判定は可能。
- ただし、相手国等によっては、全ての部材のHS 6桁まで求められること等もあるため、柔軟に対応する必要がある。

海外の事前教示制度①（参考資料）

国名	対象分野	申請者	申請期限	回答期限※1	有効期間※2	事例の公表	HPの言語	費用	電子申請※3
シンガポール	関税分類 原産地規則 関税評価	輸入者、生産者（分類） 輸入者（原産地） 特定の取引につき関税評価の適用を明確にしたい輸入者（評価）	－	30日以内	3年	△ 分類	英語	S\$ 75（分類、原産地） S\$ 165（評価）	○
ブルネイ	関税分類 関税評価	貨物の輸入に関係する者	貨物到着前	30日以内	3年	×	英語	無料	○
ベトナム	関税分類 原産地規則 関税評価	税関申告者	輸入予定日の60日前	30日以内	3年	○	ベトナム語 英語	－	○
マレーシア	関税分類 関税評価	－	輸入前	90日以内	3年	△ 分類	マレー語 英語	200リンギット	×
タイ	関税分類 原産地規則 関税評価	－	輸入予定日の30営業日 前（分類）	30営業日以内 60営業日以内（分類：輸入関連書類を提出しない場合）	2年	△ 分類	タイ語	2,000バーツ	○
インドネシア	関税分類 原産地規則 関税評価 助言	輸入者のみ（分類、評価） 輸出入者、保税地域事業者、経済特区事業者等（原産地）	輸入申告前	30営業日以内（分類） 30営業日（認定事業者）又は40営業日以内（原産地、評価）	3年	×	インドネシア語	－	△ 原産地、評価
フィリピン	関税分類 原産地規則 関税評価	輸出入者、もしくはその代理人（原産地、評価）	輸入予定日の90日前	30日以内（分類） 30営業日以内（原産地、評価）	5年（分類） 3年（原産地、評価）	△ 分類	英語	510ペソ（分類） 1,500ペソ（原産地、評価）	○
カンボジア	関税分類 原産地規則 関税評価	輸入者、生産者、その他輸入する権限を有する者	－	30営業日以内（分類、原産地） 90営業日以内（評価）	3年	△ 分類	クメール語 英語	200,000リエル	×
ラオス	関税分類 原産地規則 関税評価 税関手続	海外の生産者、輸出者を含む税関申告者	－	60日以内	3年	×	ラオス語 英語	有料*	○
ミャンマー*	関税分類 原産地規則 関税評価	国際取引を行う者（評価）	貨物到着の30日前（評価）	14日以内（評価）	6か月（評価）	△ 分類	ビルマ語 英語	50,000チャット（分類）	△ 評価
豪州	関税分類 原産地規則 関税評価	輸出入者もしくはその代理人（原産地）	輸入前	30日以内	5年	×	英語	無料	○
メキシコ	関税分類 原産地規則 関税評価	輸出入者、通関業者等（分類） 輸入者、生産者、輸出者及び正当な理由を有する者（原産地） 輸入者のみ（評価）	疑義がある場合、輸入前（分類） 輸入前（原産地、評価）	3か月以内（分類） 申請根拠となる協定に拠る（原産地） 4か月以内（評価）	無期限（分類、原産地） 当該会計年度内（評価）	×	スペイン語	無料	△ 分類

本資料は、令和8年5月29日現在、各国税関当局のウェブサイトや法令等の公開情報を基に整理した参考資料であり、その正確性、完全性及び最新性を保証するものではありません。また、実際の制度の解釈及び運用は各国当局の判断に依拠するため、具体的な手続又は適用に当たっては、必ず関係当局の最新の公式情報を御確認ください。
※1：目安として示されている期限であり、追加情報を求められる等の場合、この限りではない。※2：原則、事実関係や法令等に変更がない場合。※3：申請システムを利用するためには、当該国の納税者番号や事業者登録番号等が必要な場合がある。また、メールやFAXによる申請も含む。（－）：ウェブサイト等に明示がなく確認できない項目。
*ラオス：費用が徴収される旨、規定されているが、具体的な額は不明。*ミャンマー：分類、原産地規則に係る詳細規定は不明。

海外の事前教示制度②（参考資料）

国名	対象分野	申請者	申請期限	回答期限※1	有効期間※2	事例の公表	HPの言語	費用	電子申請※3
チリ	関税分類 原産地規則 関税評価	輸出入者、生産者、通関業者、もしくは適法に受権された代理人	輸入申告の法定化前	50営業日以内	3年	○	スペイン語	無料	×
ペルー	関税分類 原産地規則 関税評価	輸出入者、生産者、もしくはその代理人（分類、評価） 生産者、輸出入者、もしくは正式に委任を受けた第三者（原産地）	輸入前（原産地、評価）	45営業日以内（分類） 150日以内（原産地）	無期限	△ 分類	スペイン語	原則無料*	△ 分類、原産地
ニュージーランド	関税分類 原産地規則 関税評価 減免税	輸入者	輸入前	40日以内（分類、減免税） 150日以内（原産地、評価）	3年	○	英語	\$ 40.88（分類、原産地） \$ 300+a*（評価）	○
英国	関税分類 原産地規則 関税評価	輸出入予定者（分類、原産地） 輸入者、その代理人（評価）	輸入手続の終了前（分類、原産地） 輸入申告前（評価）	30日～120日以内（分類） 120日以内（原産地） 90日以内（評価）	3年	△ 分類	英語	無料	○
カナダ	関税分類 原産地規則 関税評価	輸出入者、生産者、もしくはその代理人	120日前（分類）	120日以内	無期限	○	英語	無料	○
中国	関税分類 原産地規則 関税評価	実際の輸出入取引に関係する者かつ中国税関に登録された者 ※上海自由貿易試験区のみ、国外の輸出者、生産者も可	輸入申告予定日の3か月前	60日以内	3年	△ 分類	中国語	無料	○
韓国	関税分類 原産地規則	輸出入者、製造者、関税士、関税法人、通関取扱法人（分類） 誰でも（原産地）	輸入申告前	30日以内（分類） 90日以内（原産地）	無期限	△ 分類	韓国語	原則無料*（分類） 3万ウォン（原産地）	○
EU	関税分類 原産地規則	輸出入予定者	—	120日以内	3年	○	英語	無料	○
スイス	関税分類*	—	—	40日以内	—	△ 分類	ドイツ語 フランス語 イタリア語	—	○
インド	関税分類 原産地規則 関税評価 関税法適用	IEC（Importer-Exporter Code）保有者、輸出者、 その他正当な理由を有する者	—	90日以内	3年	○	ヒンディー語 英語	10,000ルピー	×
モンゴル	関税分類	モンゴル国民、企業、団体	輸入前	30日以内	1年	×	モンゴル語	無料	○
米国	関税分類 原産地規則・表示 関税評価 貿易協定適用	輸出入者、その他直接かつ明白な利害関係を持つ者、 正当に権限を付与された代理人	—	30日（最大90日）以内	—	○	英語	—	○

本資料は、令和8年5月29日現在、各国税関当局のウェブサイトや法令等の公開情報を基に整理した参考資料であり、その正確性、完全性及び最新性を保証するものではありません。また、実際の制度の解釈及び運用は各国当局の判断に依拠するため、具体的な手続又は適用に当たっては、必ず関係当局の最新の公式情報を御確認ください。

※1：目安として示されている期限であり、追加情報を求められる等の場合、この限りではない。※2：原則、事実関係や法令等に変更がない場合。※3：申請システムを利用するためには、当該国の納税者番号や事業者登録番号等が必要な場合がある。また、メールやFAXによる申請も含む。（－）：ウェブサイト等に明示がなく確認できない項目。6

*ペルー：分類にあたり、製品サンプルの分析が必要になった場合、163ソル。*ニュージーランド：評価にかかる費用については、税関職員の作業時間等により加算される。*韓国：分類にかかる費用について、サンプルの分析が必要となった場合、3万ウォン。*スイス：法令上は原産地も対象であるが、制度の運用に関する情報なし。